

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) わたしたちを取り巻く状況と計画策定の趣旨

近年の急速な人口減少や少子高齢化、過疎化が進行する中、地域社会や家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

高齢者のひとり暮らし世帯やひとり親世帯の増加などを背景に、さまざまな生活課題が顕在化する中で、個人の価値観や生活スタイルの多様化、情報化社会の進展により地域のつながりが希薄になり、地域や家庭での支え合いが難しくなっています。

このような状況で、地域や家庭が抱える課題は福祉の領域だけに留まるものではなく、解決のためには医療・介護・福祉の連携をはじめ、住まいや就労、教育など、課題を抱えている地域・家庭側の視点から必要な支援を考える必要があります。

複合化・多様化する地域課題の解決に向けて、自治会をはじめボランティアやNPO、事業者、行政などの多様な主体が連携し、地域において主体的に課題解決に取り組める体制づくりや、地域課題への包括的な支援体制の整備を進めることにより、地域福祉を推進していくための指針として「福知山市地域福祉計画」を策定します。

「第2次福知山市地域福祉計画」(以下、「前回計画」という。)が2017(平成29)年度で最終年度を迎えることから、社会情勢の変化や前回計画の進捗の検証、市民意識調査結果などによって新たな課題を把握し、「第3次福知山市地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

本計画は、「社会福祉法」第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」で、本市の地域福祉の推進に関する事項を総合的にまとめ、複合化・多様化する地域課題に対して、高齢者や子ども、障害のある人や生活困窮者等を対象とした福祉において共通して取り組むべきことなどを明らかにし、将来の福知山市のあるべき姿を多様な主体が共有するために策定するものです。

また「福知山市地域福祉活動計画」は、さまざまな社会福祉の担い手たちの協働により、地域住民が主体となって地域課題の解決を図る取組を体系的にまとめた具体的な民間の活動計画であり、社会福祉関係者等により組織された社会福祉協議会が策定しています。

この両計画は地域福祉を推進していく車の両輪として、共に連携して施策を推進していきます。

「社会福祉法」（抄）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害のある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映せんよう努めるとともに、その内容を公表せんよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（3）地域福祉に関する国の動向・法改正

2016(平成28)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、地域共生社会の実現が盛り込まれました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすものと位置づけられています。

厚生労働省においてとりまとめられた「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）(2017(平成29)年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)では、改革の骨格の1つとして「地域課題の解決力の強化」が掲げられており、さらにその中で、(1)住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備、(2)複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築、

（3）地域福祉計画の充実が示されています。

こうした中、複合化・多様化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築をめざして、2017（平成29）年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」が改正（2017（平成29）年6月2日公布）されました。

市町村においては、地域住民、福祉関係者、行政等が協働し、公的支援とあわせて、地域における生活課題を把握・解決していく包括的な支援体制の整備を進めていくことが求められています。

（4）地域福祉の対象とその担い手

地域福祉の受け手は、すべての市民です。すべての市民が人権を尊重され、生き生きと毎日を暮らすためには、さまざまな場面において地域とつながり、支え、支えられるながら生活できる環境が必要です。

同時に、すべての市民は地域福祉の担い手でもあります。困っている人がいれば手助けをするという意識や行為が福祉の基本であり、またこうした行為がなければ、地域福祉は成り立ちません。

一人ひとりの市民が地域福祉を他人事ではなく「我が事」と捉え、市民と市がそれぞれの役割と責任を果たし、協働することによって共に支え合うまちづくりを進めることができ、本計画の大きな目標のひとつです。

「社会福祉法」（抄）

（地域福祉の推進）

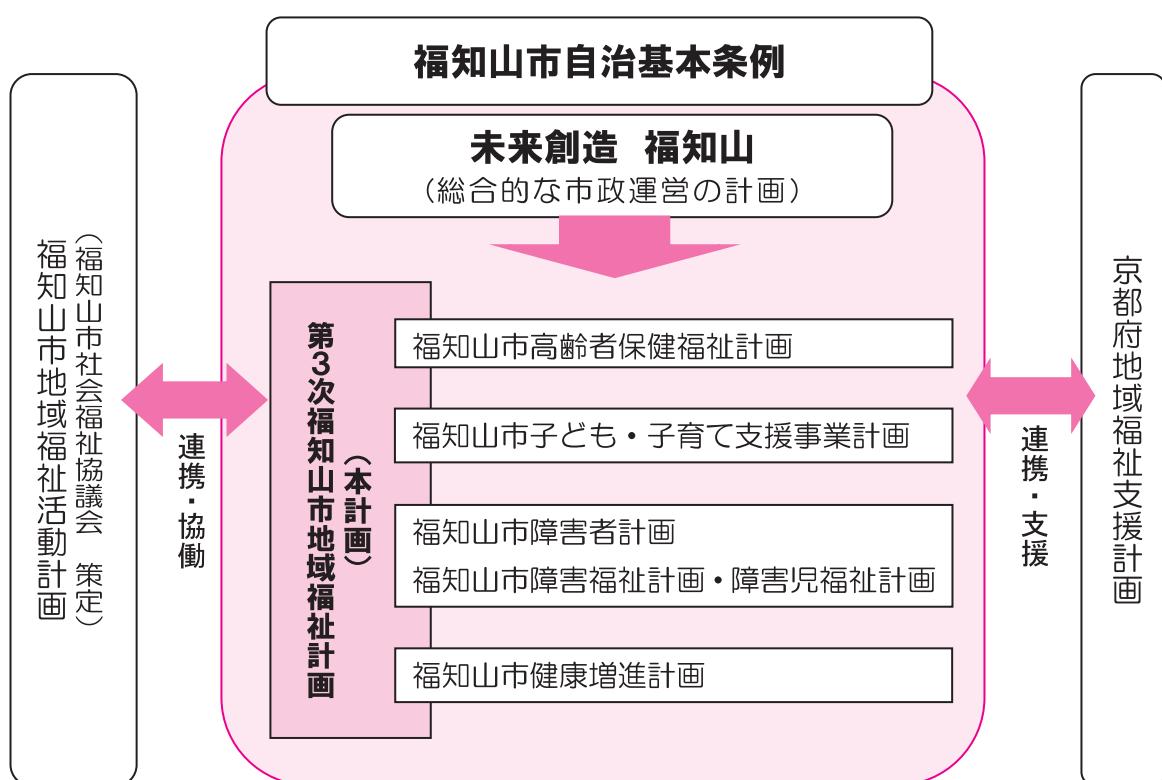
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

2 関連計画との関係

本計画は、まちづくりの最高規範としての「福知山市自治基本条例」のもと、「未来創造 福知山」（総合的な市政運営の計画）を最上位計画とし、「福知山市高齢者保健福祉計画」「福知山市子ども・子育て支援事業計画」「福知山市障害者計画」「福知山市障害福祉計画・障害児福祉計画」「福知山市健康増進計画」など、本市の福祉関係の個別計画を包括する計画として策定します。

また福知山市社会福祉協議会が策定する「福知山市地域福祉活動計画」との連携に努めるとともに、京都府が策定する「京都府地域福祉支援計画」などの整合性を図り策定します。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とし、著しい社会環境の変化や生活課題が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを検討します。

2013 (平成25) 年度	2014 (平成26) 年度	2015 (平成27) 年度	2016 (平成28) 年度	2017 (平成29) 年度	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度	2021 (平成33) 年度	2022 (平成34) 年度	計画 期間
										5年
										5年
										3年
										5年
										6年
										3年
										10年

